

基準排出量変更申請書の作成に関する説明会 (第1部 基準排出量の変更申請の概要)

2019年7月現在
東京都環境局





説明の内容

第1部 基準排出量変更申請の概要(共通)

第2部 変更対象別の解説

- 設備変更(データセンター)
- 床面積・用途変更、熱供給事業所
- 設備変更(工場)

第1部 基準排出量変更申請の概要(共通)

目次

1. 基準排出量変更の目的
2. 基準排出量変更の例
3. 変更事象の確認
4. 変更要件の確認(増減量の算定)
5. 変更後の基準排出量の算定
6. 基準排出量変更申請書の提出

1. 基準排出量変更の目的

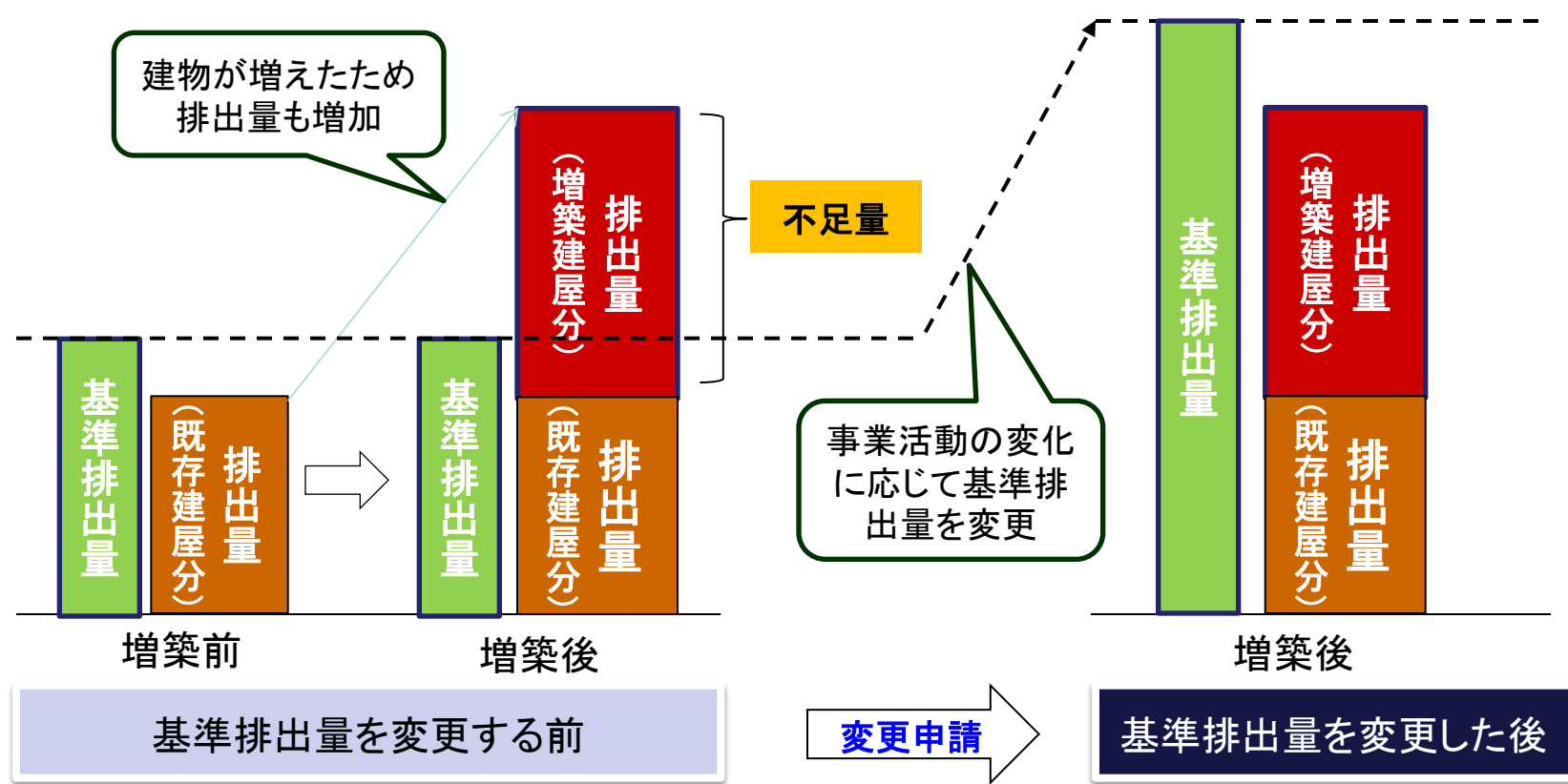
(算定GL※ p.123)

基準排出量の変更のしくみは、基準年度以降において事業所の用途、規模等に著しい変化があった場合に、従前の基準排出量を基に算定された量の排出削減を義務付けられるのでは、不合理(負担が大きい、又は、過大な利益を受ける。)であることから設けられたものである。

したがって、一定の条件を満たした場合に申請できるものではなく、一定の条件を満たした場合は必ず申請をしなければならないしくみとなっている。

2. 基準排出量変更の例

■ 建物の増築による基準排出量の変更イメージ

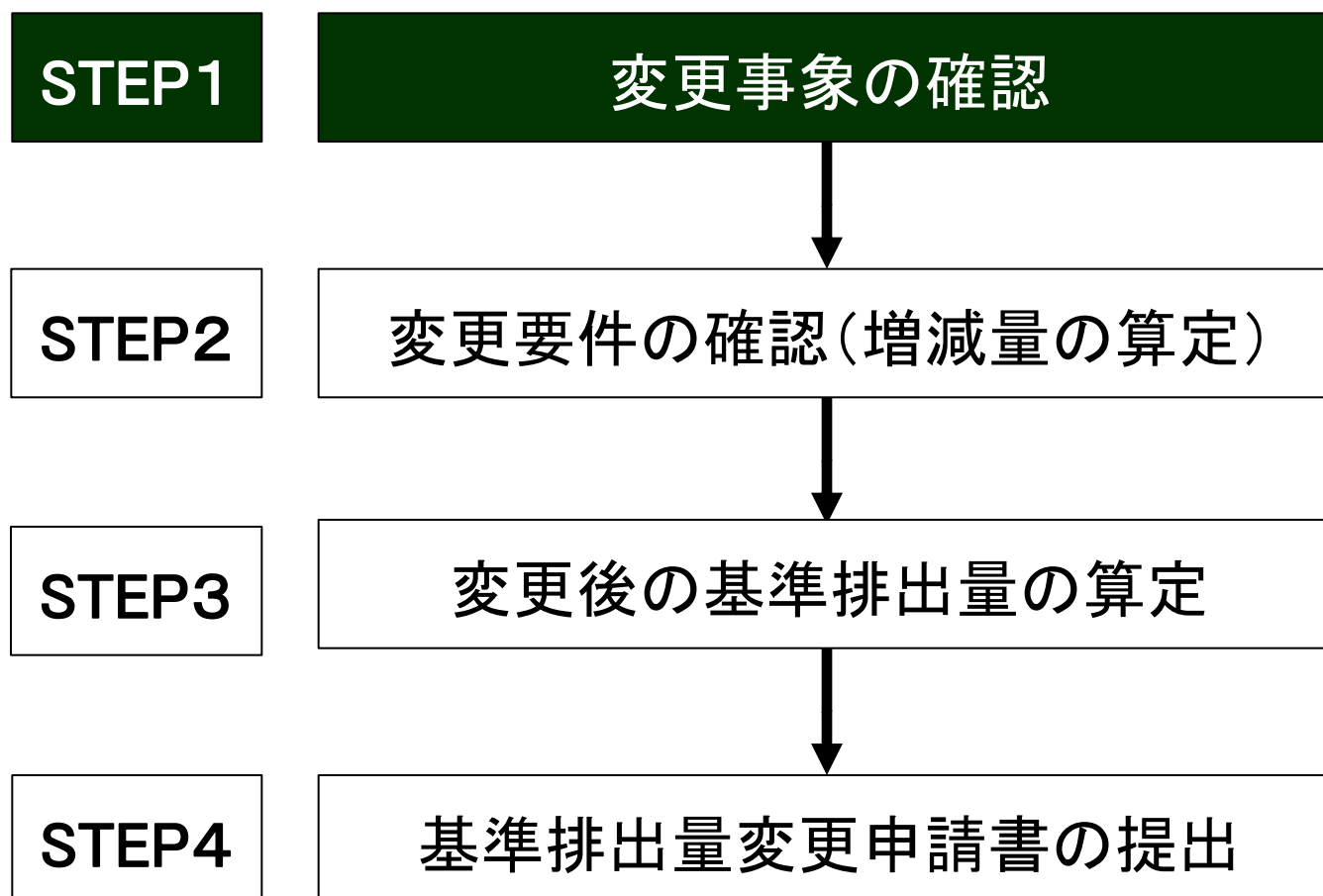


減少(例:建屋解体)の場合も基準排出量変更の対象となる。

3. 変更事象の確認

STEP1

全体フロー



3. 変更事象の確認

STEP1

(1) 変更事象とは

(算定GL p.123～p.124)

ア.熱供給事業所以外の事業所

①事業所の床面積の増減

例) 建物の新築・増築・解体 など

②異なる用途になる変更

例) テナントの入れ替わり(事務所→商業) など

③事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増減

例) 生産設備の増減、サーバの増減(契約容量の増減) など

- 設備とは設置又は撤去の工事を伴うもの(可搬性のある機器は対象外)
- テナントが保有するサーバの増減も変更対象

イ.熱供給事業所

④熱の種類ごとの供給先の事業所(住宅含む)の床面積の増減

例) 熱の供給先の新規契約、供給先事業所の床面積の増減 など

3. 変更事象の確認

STEP1

(2) 該当しない事象

(算定GL p.123～p.124)

建物又は設備の変更を伴わない、生産活動等の変化や気候などの外的要因の影響による排出量の増減は、基準排出量の変更とはならない。

＜基準排出量の変更に該当しない場合の例＞

- 施設や設備の変更を伴わない生産量の増減
- 営業時間や工場稼働時間の変更
- 空室率の増減
- 気温、気候の変化による排出量の増減

3. 変更事象の確認

STEP1

(3) 変更事象の確認期間の選択

(算定GL p.125)

変更事象を確認する期間は、次のア又はイのいずれかを選択することができる。

ア. 基準年度以降

基準年度開始月から変更日まで
の変更事象を全て確認する

- 例えば、基準年度が2002年度～2004年度の場合、2002年度以降を確認
- 基準排出量変更申請をしている場合、最後の変更申請の「変更のあった年月」以降を確認

イ. 2015年4月以降

2015年4月から変更日までの変更
事象を全て確認する

- 第1計画期間から特定地球温暖化対策事業所となっている事業所に限定
- 第1計画期間に基準排出量変更申請をしている場合であっても、上記期間を選択可能

第1計画期間は「ア」のみであったが、第2計画期間から「イ」も選択可能となった。

3. 変更事象の確認

STEP1

(4) 変更事象の確認期間の選択(具体例)

	2005年度 (基準年度)	2008年度 事象①	2011年度 事象②	2014年度 事象③	2018年度 事象④
増加面積		1000m ²	1000m ²	1000m ²	1,000m ²
床面積合計	10,000m ²	11,000m ²	12,000m ²	13,000m ²	14,000m ²

ア. 基準年度以降を選択した場合

事象①～事象④ (4,000m²の増加)が変更対象となる。

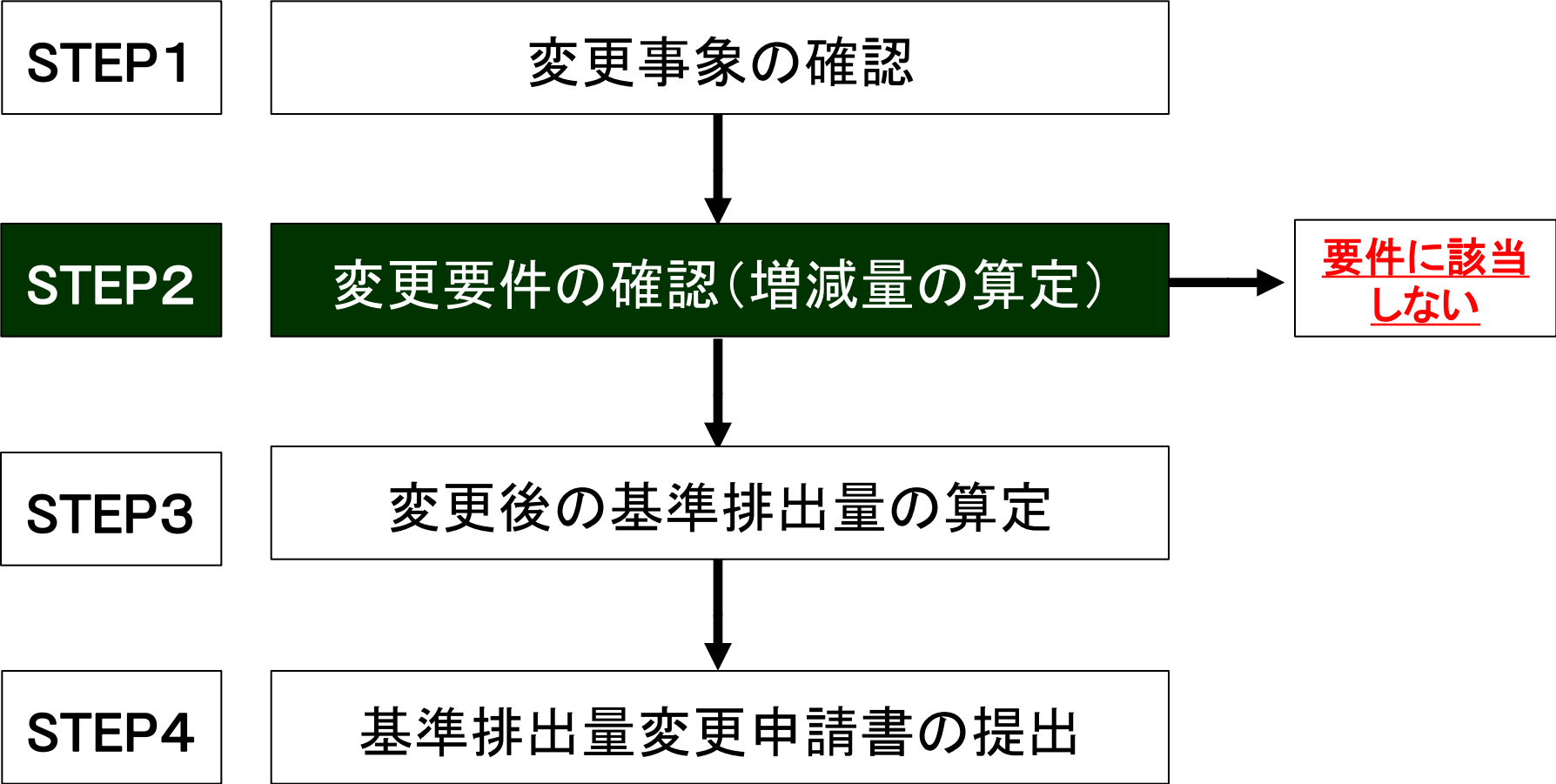
※基準排出量変更申請を既に行っている場合、最後の申請以降の変更事象を確認する。

イ. 2015年4月以降を選択した場合

事象④ (1,000m²の増加)のみが変更対象となる。

4. 変更要件の確認(増減量の算定) STEP2

全体フロー



4. 変更要件の確認(増減量の算定) STEP2

(1) 変更要件とは

(算定GL p.126～p.128)

ア.熱供給事業所以外の事業所

①～③の要因による排出量の増減量の合計 $\geq$ 基準排出量の6%

①床面積の増減、②用途変更、③設備の増減

【増減量の算定方法】(詳細は第2部で説明)

「①床面積の増減」及び「②用途変更」

⇒ 都の定める用途区分毎の排出標準原単位を用いて算定

「③設備の増減」

⇒ その事業所の状況変更に応じて、適切と認められる方法により算定

イ.熱供給事業所

熱の種類ごとの供給先床面積
の増減量の合計 $\geq$ 基準年度※又は前計画期間末における
供給先の床面積の6%

※既に基準排出量の変更がされている場合は、前回の変更の直後の供給先床面積が基準となる。



4. 変更要件の確認(増減量の算定) STEP2

(2) 用途区分毎の排出標準原単位 (算定GL p.117)

用途区分	排出活動指標 [単位]	排出標準原単位		
		第1計画期間	第2計画期間	[単位]
事務所	床面積[m ²]	85	100	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
事務所(官公庁の庁舎)	床面積[m ²]	60	75	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
情報通信	床面積[m ²]	320	380 (データセンター610)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
放送局	床面積[m ²]	215	260	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
商業	床面積[m ²]	130	160 (食品関係 225)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
宿泊	床面積[m ²]	150	180	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
教育	床面積[m ²]	50	60 (理系大学等 95)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
医療	床面積[m ²]	150	185	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
文化	床面積[m ²]	75	90	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
物流	床面積[m ²]	50	55 (冷蔵倉庫等 90)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
駐車場	床面積[m ²]	20	25	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
工場その他上記以外	床面積[m ²]		-	

4. 変更要件の確認(増減量の算定) STEP2

(3) 増減量算定の留意事項

①増減量は累積で判断する。

➡ 1回の変更事象のみで要件判断しない。
期間内の全事象を対象とする。

②増減量は全ての変更事象を対象とする。

➡ 1種類の変更事象のみで判断しない。
面積の増減、用途変更、設備の増減の全事象を対象とする。

③発生時期が早い順に増減量を累積する。

➡ 直近の変更事象のみで判断しない。
算定上、毎月の推移の把握が必要。

④各年度末時点ごとに要件該当(6%)の可否を判断する。

➡ 毎年度、要件該当の確認が必要。

⑤第2計画期間の排出係数で算定する。

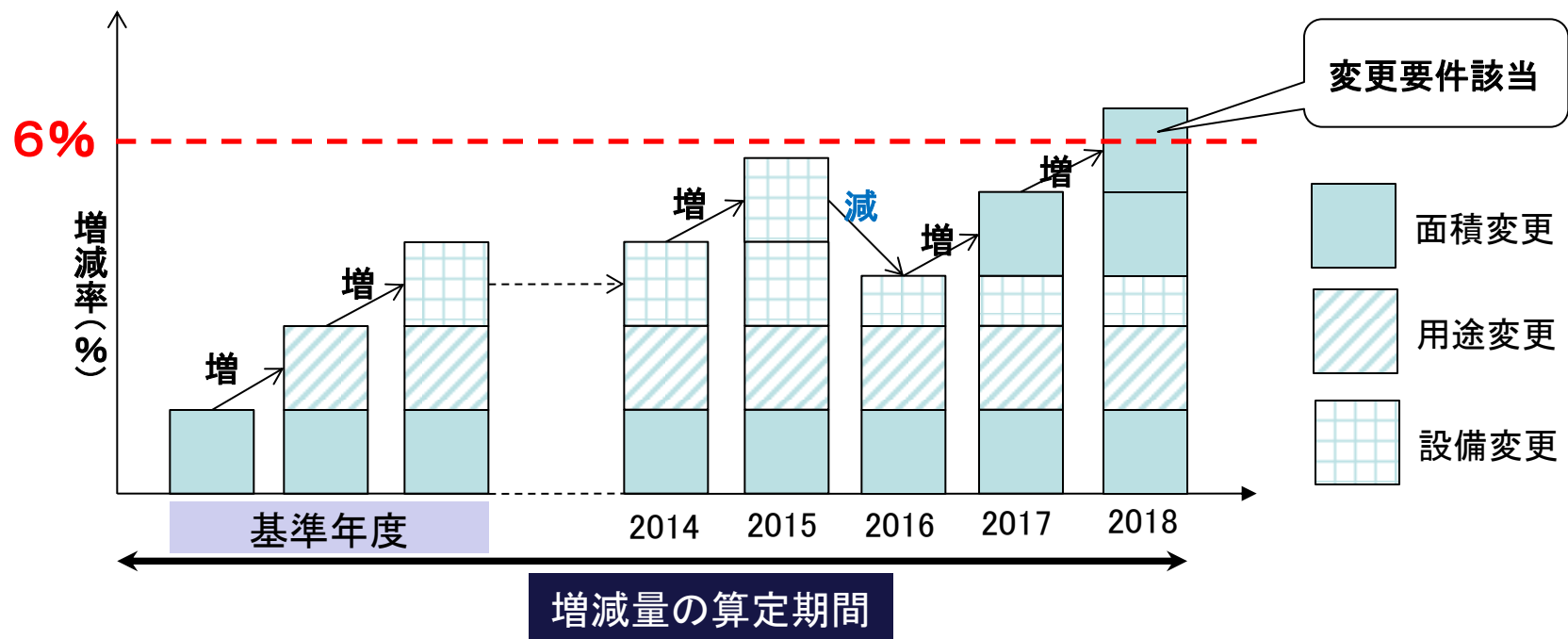
➡ 増減量、過去実績原単位等も、全て第2計画期間の排出係数で計算する。

4. 変更要件の確認(増減量の算定) STEP2

(4) 増減量の積上げイメージ①

ア. 基準年度以降の場合

基準年度当初以降の増減量の合計が基準排出量比で6%以上となった時点で申請する。

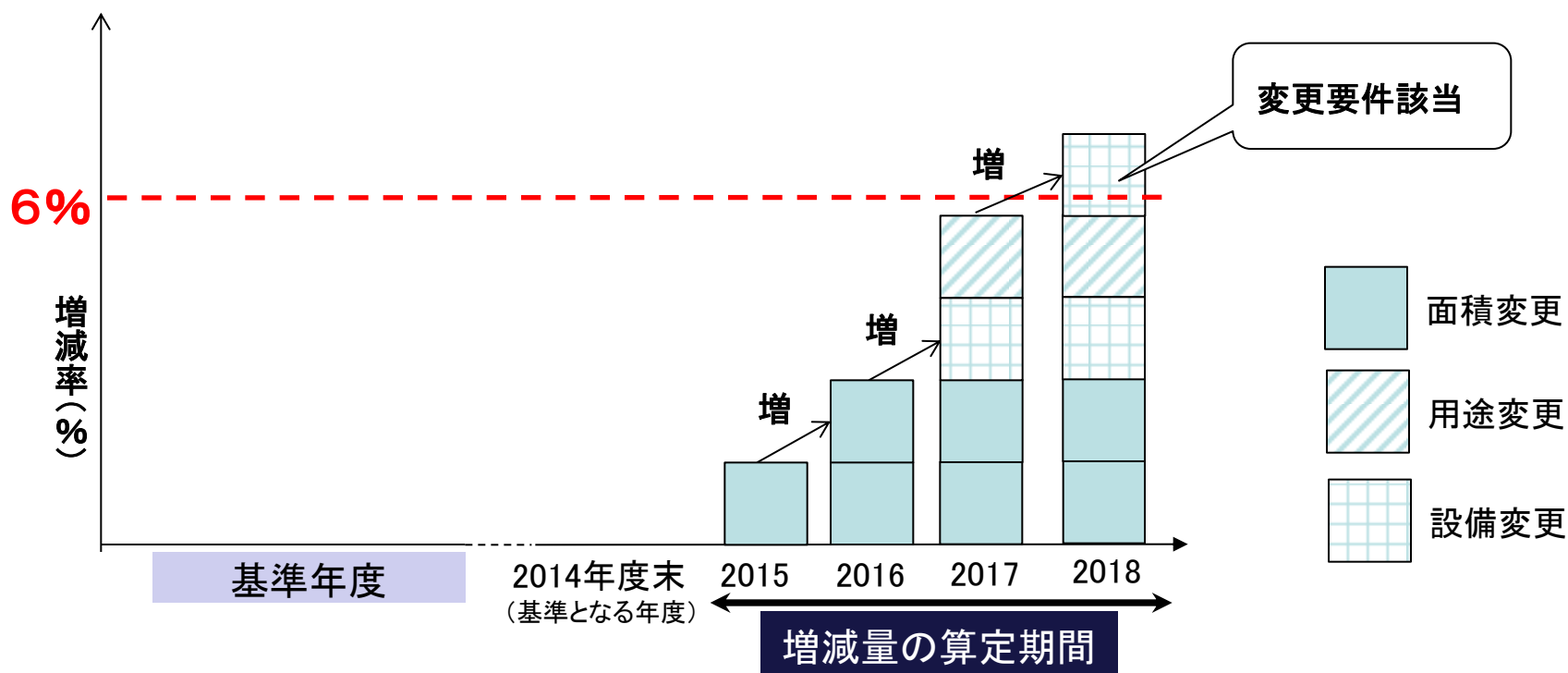


4. 変更要件の確認(増減量の算定) STEP2

(4) 増減量の積上げイメージ②

イ. 2015年4月以降の場合

2015年度以降の増減量の合計が基準排出量比で6%以上となった時点で申請する。



【留意点】

- 第1計画期間内の増減量は第2計画期間へ持ち越さない。
- 2014年度末の状況を基準として増減量を算定する。



4. 変更要件の確認(増減量の算定) STEP2

(5) 変更要件の確認方法(例)

	2005年度	2008年度	2011年度	2014年度	2018年度
	(基準年度)	事象①	事象②	事象③	事象④
増加面積	-	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡
床面積合計	10,000㎡	11,000㎡	12,000㎡	13,000㎡	14,000㎡
増減量	-	100t	100t	100t	100t

基準排出量：6,000t 増減量：1,000㎡ × 100kg/㎡・年(事務所) ÷ 1,000kg/t = 100t

ア. 基準年度以降を選択した場合

- 事象①～事象④ (4,000㎡の増加)が変更対象となる。
- 要件確認：400t ÷ 6,000t = 6.6% ≥ 6% (基準排出量変更申請に**該当**)

イ. 2015年4月以降を選択した場合

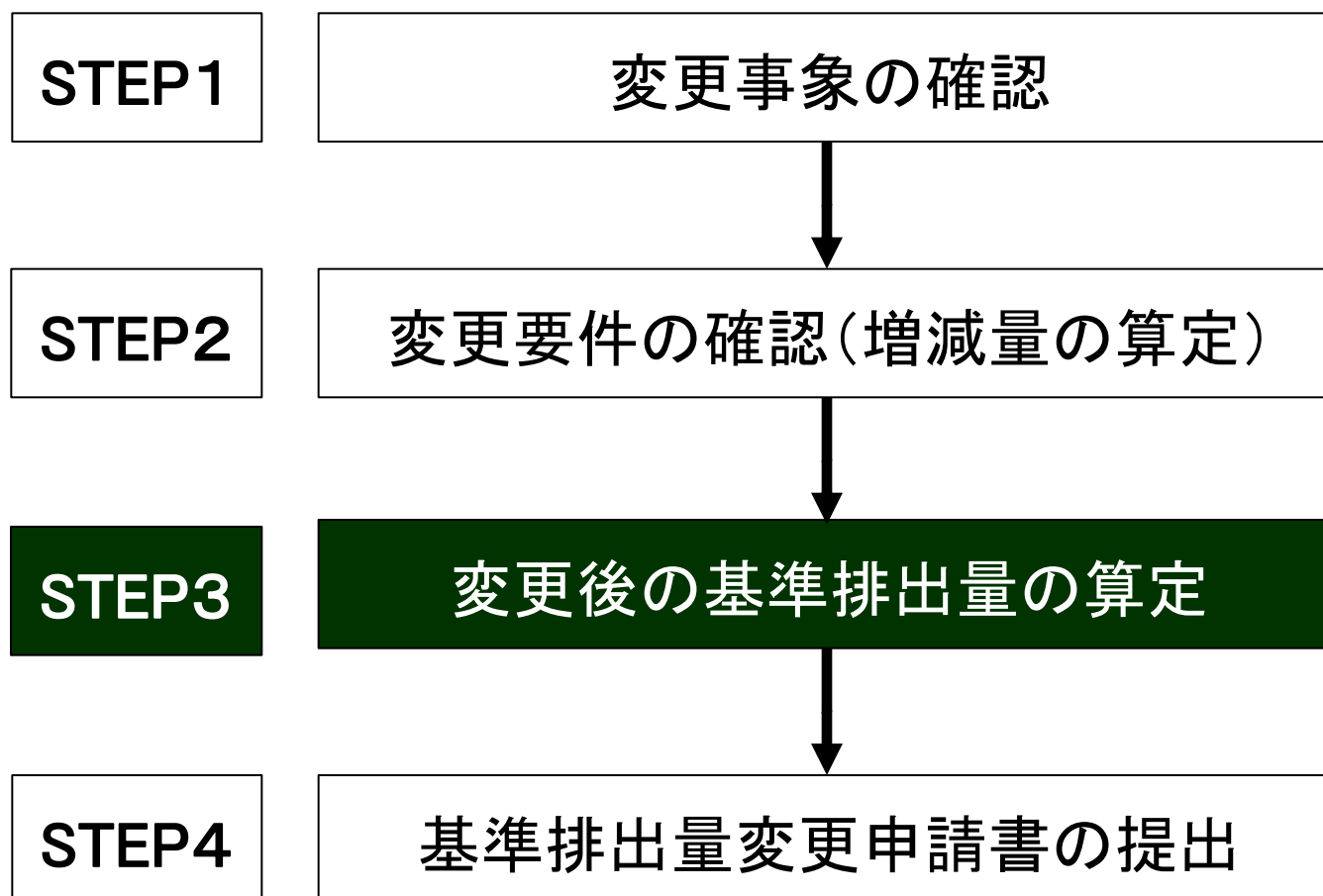
- 事象④ (1,000㎡の増加)のみを変更対象とする。
- 要件確認：100t ÷ 6,000t = 1.6% < 6% (基準排出量変更申請に**非該当**)

アとイの
選択は
任意となる

5. 変更後の基準排出量の算定

STEP3

全体フロー



5. 変更後の基準排出量の算定

STEP3

(1) 変更後の基準排出量とは

(算定GL p.129～p.137)

$$\text{変更後の基準排出量} = \text{変更前の基準排出量} \pm \text{変更量}^{\ast 1}$$

変更量は次のいずれかの方法により算定する。(詳細は第2部で説明)

- ①事業所の過去の排出量実績を用いた算定(過去実績原単位)
- ②排出標準原単位($\text{t-CO}_2/\text{m}^2 \cdot \text{年}$)を用いた算定
- ③全部又は一部の実測値を用いた算定^{※2}

【留意点】

※1 「変更要件の確認時に算定した増減量」と「基準排出量の変更量」は必ずしも等しくない。

※2 ③の方法において、平成22年7月以降の実績値を用いる場合は「運用管理基準の適合認定ガイドライン」(以下「運用管理GL」という。)に定める基準に適合する場合に限る。

5. 変更後の基準排出量の算定

STEP3

(2) 変更後の基準排出量の算定方法(具体例)

	2005年度	2008年度	2011年度	2014年度	2018年度
		事象①	事象②	事象③	事象④
増加面積		1,000m ²	1,000m ²	1,000m ²	1,000m ²
床面積合計	10,000m ²	11,000m ²	12,000m ²	13,000m ²	14,000m ²
増減量		100t	100t	100t	100t
変更量(原単位)		100t	100t	100t	100t
変更量(実測)※		120t	120t	120t	120t

基準排出量：6,000t 増減量：1,000m² × 100kg/m²・年(事務所) ÷ 1,000 = 100t

ア. 基準年度以降を選択した場合

事象①～事象④ (4,000m²の増加)を変更対象とする。

要件確認：400 t ÷ 6,000 t = 6.6% ≥ 6% (基準排出量変更申請に該当)

変更量(原単位) : 400 t
変更量(実測) ※ : 480 t

変更量は有利な方を選択できる

※実測算定は運用管理GLに定める基準に適合する場合に限る。

5. 変更後の基準排出量の算定

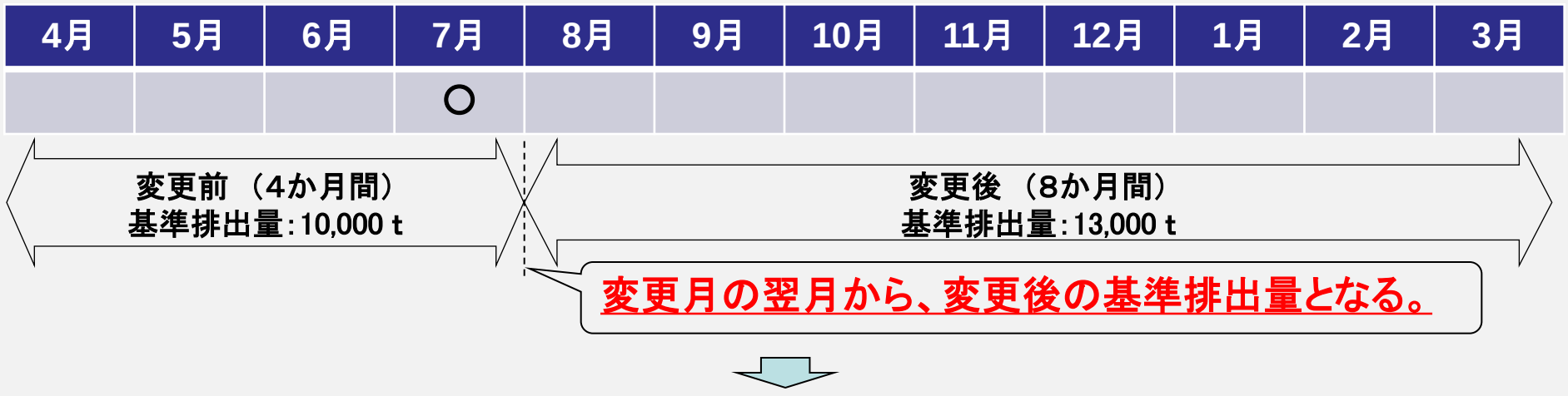
STEP3

(3) 変更年度の基準排出量

(算定GL p.129)

- 変更量は変更日を含む月の翌月から適用される。
⇒ 変更年度における変更後の基準排出量は1年分の変更量を月割計算した量から算定される。

例) 2018年度に変更事象が発生した場合における2018年度の基準排出量の考え方
(【前提条件】基準排出量: 10,000t 変更事象発生日: 7月 変更量: 3,000t)

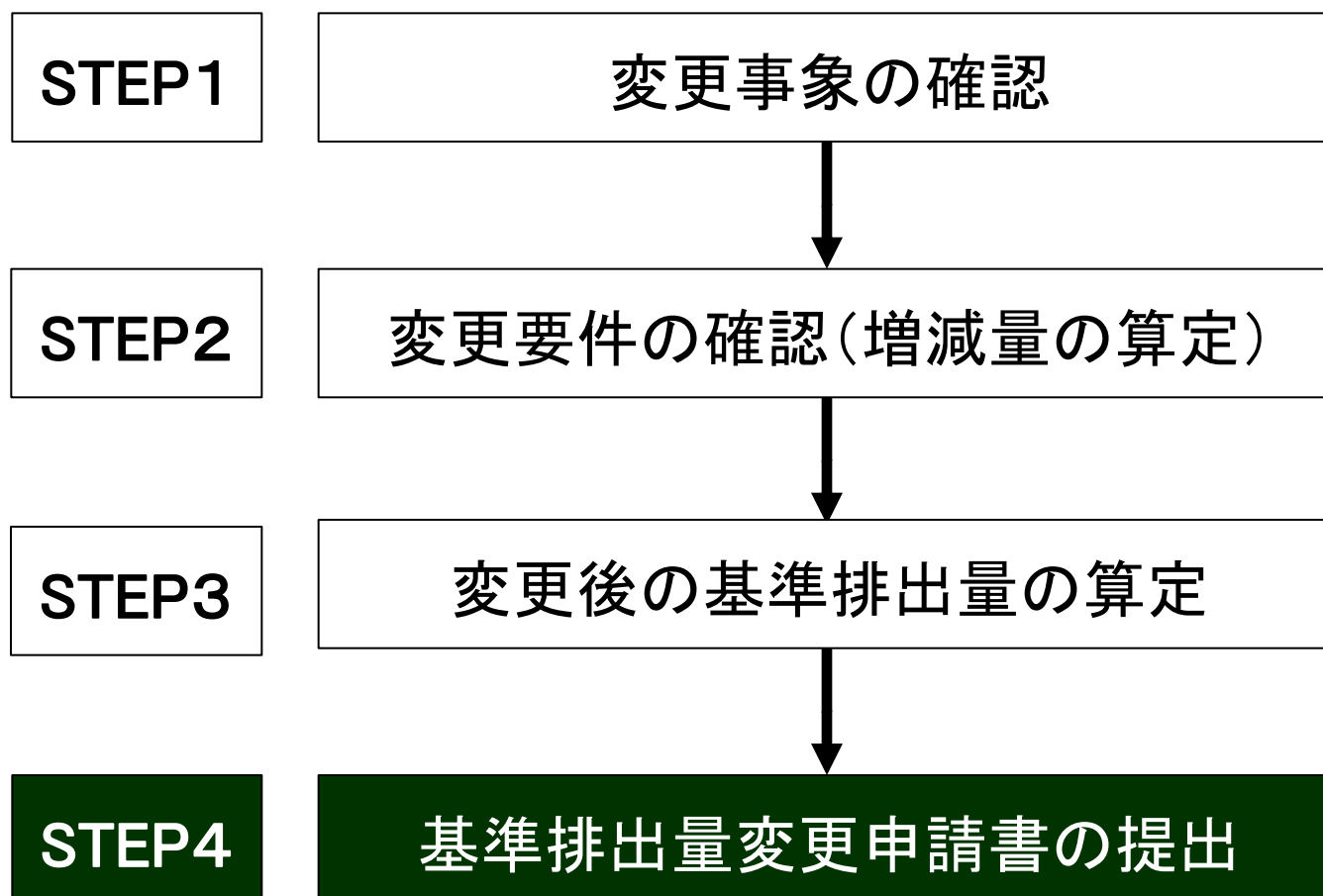


2018年度の基準排出量 = 10,000 t × 4/12 + 13,000 t × 8/12 = 12,000 t

6. 基準排出量変更申請書の提出

STEP4

全体フロー





6. 基準排出量変更申請書の提出

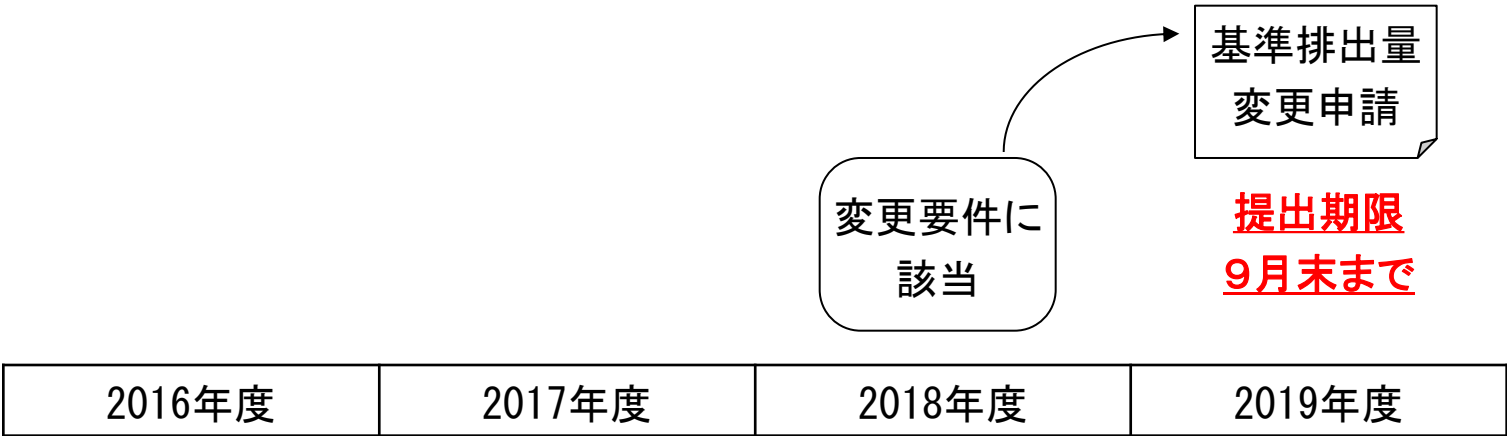
STEP4

(1) 提出期限

(算定GL p.137)

基準排出量の変更手続は、変更の要件に該当する事象の生じた年度の翌年度の9月末までに行う。

なお、検証機関による検証は不要である。



6. 基準排出量変更申請書の提出

STEP4

(2) 提出書類

(算定GL p.137)

- 基準排出量変更申請書(押印書面)
- 基準排出量変更算定書
- 根拠資料
- 運用管理報告書(該当する場合のみ)

【運用管理報告書の留意点】

- ① 次の条件”全て”に該当する場合のみ提出
 - ・平成22年7月以降の実績値を使用して変更量を算定する場合
 - ・変更量が「正(プラス)」となる場合
- ② 検証機関による検証は不要
- ③ トップレベル、準トップレベル事業所の場合「運用管理報告免除申請書」を提出することで不要となる

参考資料

- 各種提出書類等

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/index.html

- 各種ガイドライン等

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/rules/cat9740.html

お問合せ先

東京都環境局 地球環境エネルギー一部 総量削減課

「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

〒163-8001

新宿区西新宿二丁目8番1号都庁第二本庁舎20階南側

窓口時間: 9:00~17:45

電話 : 03-5388-3438

FAX : 03-5388-1380

メール : ondanka31@ml.metro.tokyo.jp